

在留資格「特定技能」創設1年 政府、新たな促進策へ

労働力不足が深刻化する中、日本で働く外国人が急増しています。厚生労働省がまとめた最新の「外国人雇用状況」（2019年10月末現在）によると、外国人労働者数は165万8804人（前年同期比12.1%増）で、届け出が義務化された07年以降で過去最高を更新。特に、13年以降の伸びが著しく、要因として、「技能実習」の活用拡大や永住者らの就労増加などが挙げられます。外国人雇用を取り巻く状況と最新動向を分析するとともに、勢いを増す「技能実習」と動きが鈍い昨年4月創設の新在留資格「特定技能」について、課題や今後の展開をお伝えします。

届け出制度は07年10月に義務化され、すべての事業主は企業規模にかかわらず、外国人労働者の雇い入れと離職の際に、労働者の氏名、在留資格、在留期間などについて確認し、ハローワークに届け出ることになっています。届け出を怠ったり、虚偽の申請をした場合には30万円以下の罰金の対象です。

09年10月末の外国人労働者は約56万人で、この10年で約110万人も増えています。外国人労働者の増加は、雇用する事業所の増加と比例しており、事業所は24万2608カ所（同12.1%増）で過去最多。事業所の規模では30人未満の中小企業が最も多く、全体の約6割を占めているのが特徴です。

雇用事業所のうち、労働者派遣・請負事業を行っているのは1万8438カ所（同3.1%増）で、就労数も33万8104人（同9.3%増）と増えました。国別では、中国が最多の41万8327人（同7.5%増）、ベトナムが40万1326人（同26.7%増）で、両国だけで全体の半数。また、最近のベトナムの伸び率からみて、今年10月末時点の集計で中国を抜き去る公算が高まっています。製造業や介護分野での就労が目立ちます。このほか、まだ人数は比較的小さいものの、インドネシア9751人（同23.4%増）とネパール1万208人（同12.5%増）の増加も顕著です。

在留資格別では「身分に基づく在留資格」（永住者、日本人の配偶者など）が最多の53万1781人（同7.3%増）で、「技能実習」が38万3978人（同24.5%増）、「留学などの資格外活動」が37万2894人（同8.5%増）、「専門的・技術的分野」が32万9034人（同18.9%増）となっています。

<<技能実習はさらに拡大へ>>

制度の目的は建前として異なりますが、「特定技能」の創設によって、「技能実習の活用にブレーキがかかるのでは」という見方もありました。しかし、技能実習は拡大を続け、職種の追加を含む「さらなる弾力運用」を求める声が政府関係者に続々と寄せられています。「外国人雇用状況」によれば、15年10月末に約17万人だった技能実習生は19年10月末で約38万人。わずか4年間で約21万人も増えており、

今後も広がる見通しです。

<<政府、「特定技能」の活用促進に躍起>>

「専門的・技術的分野」に含まれる特定技能は、520人とどまっています。出入国在留管理庁の最新の情報では、今年1月末時点で2851人となり、ゆっくりと伸び始めていますが、手続きの複雑さと転職自由であることが足かせとなって勢いに欠けます。

特定技能を軌道に乗せたい政府は、今年4月から特定技能を取得するための国内試験の対象について、観光などを目的とした短期滞在者にも拡大します。これまで国内試験の対象を留学や就労などの滞在者に限定していましたが、緩和を一步進めました。今後、国内はもちろん、国外で試験を実施する国や分野も増やす方針。また、手続きの簡素化にも取り組む考えです。外国人の活用拡大においては、日常生活を含めた受け入れ環境の整備・充実が急務となっており、政府は今春以降、生活支援も強化します。

施行日迫る、改正派遣法

抜本改正となる労働者派遣法が、4月1日に施行されます。「雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保」を目指して、大企業・中小企業を問わず一律スタートとなります。賃金を含む待遇において、「派遣先労働者との均等・均衡方式」か「派遣元の労使協定による待遇決定方式」の選択制2方式の導入が最大の変更点です。いずれの方式も、現行法以上に派遣先企業の理解が不可欠で、改正法第26条第11項で「派遣先は労働者派遣に関する料金（派遣料金）について配慮しなければならない」と明記されています。配慮義務違反は、都道府県労働局の助言・指導の対象となります。

2方式のうち、主流になると見込まれるのが「労使協定方式」です。「複雑、難解な改正内容」（労働政策審議会の公益委員）との指摘もある中、4月の施行に向けてコンプライアンスの意識が高い派遣元事業者は、アンテナを高くして情報収集し、試行錯誤しながら準備を進めています。

なお、単純に勤続年数に応じて賃金が自動的に昇給する仕組みではなく、難度の高い業務に変わったり、能力向上があればアップするもので、派遣先と派遣労働者の両方に正しい理解が浸透するまでには一定の時間がかかる模様です。

取材・文責 株式会社アドバンスニュース